

第4回委員会説明資料

(平成29年12月22日開催)

主要な漁業関係法律はその目的を遂げたか？

- I 漁業に関係する法律の問題点？
 - II 戦後の水産、漁業、資源管理関係法一覧
 - III 漁業、資源管理関係法の先進各国との比較
 - IV 漁業、資源管理関係法の立法時の背景
 - V 主要な漁業に関係する法律はその目的を達成しているか？
 - VI 法律が予算、事業を決める
 - VII 水産資源を管理・保護できない水協法、水産資源保護法とTAC法
 - VIII 漁船、漁獲が減少する中で続く漁港漁場整備－漁港漁場整備法
 - IX 沿岸、中小漁業の振興を果たせぬ沿岸漁業等振興法と水産基本法
 - X 変わる社会・経済環境への対応
 - X I 今後50年で日本の水産業を取り巻く状況はどう変化するか？
 - X II まとめ
- 参考:1 漁業法とその他漁業に関係する法律との相関図
- 参考:2 水産予算の推移
- 参考:3 水産小六法掲載の水産関係法

I 漁業に関する法律の問題点？

1、各法律間に整合性、一貫性がない。

漁業法、水産資源保護法とTAC法

2、科学に基づく資源管理を阻害している。

漁業法、TAC法と水産業協同組合法

3、いずれも目的を果たせない。

水産基本法他関係各法

4、目的を終えたにもかかわらず、継続している法律がある。

漁港漁場整備法と
海洋水産資源開発促進法

制度疲労を起こしている！

Ⅱ 戦後の水産、漁業、資源管理関係法一覧

戦後1945年以降、整備された水産業、漁業、資源管理に関する法律は

69 (水産小六法記載)

に及ぶ(卸売市場法は含まず)。

この内、主要な法律は、以下のようになっている(赤字は廃止)。

- | | |
|----------------------------|---------------|
| ①水産業協同組合法 | 1948年12月15日公布 |
| ②漁業法 | 1949年12月15日公布 |
| ③漁港漁場整備法(旧 漁港法) | 1950年 5月 2日公布 |
| ④漁船法 | 1950年 5月13日公布 |
| ④水産資源保護法(旧 水産資源枯渇防止法) | 1951年12月17日公布 |
| ⑤沿岸漁業等振興法 | 1963年 8月 1日公布 |
| ⑥海洋水産資源開発促進法 | 1971年 5月14日公布 |
| ⑦沿岸漁場整備開発法 | 1974年 5月17日公布 |
| ⑧排他的経済水域及び大陸棚に関する法律 | 1996年 6月14日公布 |
| ⑨海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(TAC法) | 1996年 6月14日公布 |
| ⑩持続的養殖生産確保法 | 1999年 5月21日公布 |
| ⑪水産基本法(旧 沿岸漁業等振興法) | 2001年 6月29日公布 |

Ⅲ 漁業、資源管理関係法の先進各国との比較

日本の漁業、資源管理にかかわる法律は多様で、「水産業の生産力の増進」「発展」「国民経済の発展」を謳っています。これに対して先進各国は資源の持続的管理を基本として、漁獲割り当てに流動性を持たせ、基本的に極めてシンプルな法体系を構築しています。

日本、米国、カナダ、ノルウェーの漁業、資源管理に関する法律

日本	米国	カナダ	ノルウェー
水産基本法、漁業法、水産業協同組合法、水産資源保護法、漁港漁場整備法、海洋水産資源開発促進法、持続的養殖生産確保法、沿岸漁場整備開発法、まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法、臘虎臘肭獸狽獲取締法（らっこおとせいりょうかくとりしまりほう：明治45年公布）等	マグナソン・スティーブンス漁業資源保存管理法、海産哺乳類保護法、絶滅危惧種法、違法（IUU）漁業等規制法 等	海洋法、漁業法、沿岸漁業保護法、漁業開発法等	海洋資源法、漁業法、養殖法 等

IV 漁業、資源管理関係法の立法時の背景

○戦後主要水産関連法は大きく3つの時代背景・目的を持つ

①水産業協同組合法	1948年12月15日公布
②漁業法	1949年12月15日公布
③漁港漁場整備法 (旧漁港法)	1950年 5月 2日公布
④漁船法	1950年 5月13日公布
⑤水産資源保護法 (旧水産資源枯渇防止法)	1951年12月17日公布

戦後復興（戦前の体制を維持し、混乱した状況を収集、合わせて「民主化」を推進める）を背景に立法化

●1952年：高度経済成長始まる（1955～73年まで実質経済成長率は年平均10%を超える）。

⑥沿岸漁業等振興法	1963年 8月 1日公布
⑦海洋水産資源開発促進法	1971年 5月17日公布
⑧沿岸漁場整備開発法	1974年 5月17日公布
⑨沿岸漁業改善資金助成法	1979年 4月27日公布

経済環境の変化、国際的な漁業規制強化に伴う立法

1956年日ソ漁業条約調印後、88年までに約30の漁業条約、協定締結。

●1977年：米ソ両国が200海里漁業専管水域実施し、200海里時代に突入。

日本も同年7月に200海里水域法（漁業水域に関する暫定措置法）を制定

●1982年：国連海洋法条約を採択。（1994年11月発効）

⑪排他的経済水域及び大陸棚に関する法律	1996年 6月14日公布
⑫海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）	1996年 6月14日公布
⑬持続的養殖生産確保法	1999年 5月21日公布
⑭水産基本法（旧 沿岸漁業等振興法）	2001年 6月29日公布

海洋法条約採択後の立法化

V 主要な漁業に関する法律はその目的を達成しているか？

①水産業協同組合法（1948年12月15日公布）

目的：漁民、水産加工業者の協同組織の発達を促進し、その経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期する。

現状：公布から69年が経過。漁業者、漁業従事者の高齢化、減少で漁協は存立が危ぶまれ、合併で急場を凌ぐ状態。漁業者の所得は上がらず、経済的社会的地位は低下、生産力は減退し、国民経済の発展にも寄与していない。水産加工業も同様の状態。

②漁業法（1949年12月15日公布）

目的：漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、合わせて漁業の民主化を図る。

現状：公布から68年が経過。漁業の民主化（「漁場の働く漁民による公的管理と民主的調整機構のもとでの調整による漁場の高度利用と、その漁民への利益の帰属」『農林水産省百年史』下）と漁業調整を目的に漁業の発展を目指したが、資源の乱獲で漁獲量が減少し、漁業は疲弊。科学的な資源管理と持続可能な資源利用の芽を摘んだ。排他的な漁業権制度で沿岸、沖合漁業の発展、規模の拡大を阻害。弱小、脆弱な経営体に押し留めている。

③漁港漁場整備法（旧 漁港法）（1950年 5月 2日公布）

目的：水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民経済の発展に寄与し、合わせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。

現状：公布から67年が経過。水産業は衰退。漁港漁場整備法は水産業の健全な発展に寄与せず。戦後の疲弊したインフラとしての漁港整備は既に終了。漁業者、漁船が減少しているにもかかわらず、依然として整備を続けている。受益者負担の原則に立ち返って、漁港整備と利用・活用は民間に委ねることが必要。

④水産資源保護法（1951年12月17日公布）

目的：水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与する。

現状：公布から56年が経過。過剰な底引船の整理を目的に水産資源枯渇防止法として立法化。永年に亘るインプットコントロールの結果、200以内の漁業資源は乱獲によって低位な資源水準で推移。沿岸、沖合漁業は漁業者の漸減に歯止めがかからず、経営状態は慢性的に厳しい状態が続く。同法による取り組みは、水産資源の保護培養、漁業の発展に寄与せず。

⑤沿岸漁業等振興法（1963年 8月1日公布 現水産基本法）

目的：国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に即応し、沿岸漁業等の生産性の向上、その従事者の福祉の増進その他沿岸漁業等の近代化と合理化に関し必要な施策を講ずることにより、その発展を促進し、あわせて、沿岸漁業等の従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができることを目途として、その地位の向上を図る。

現状：施行の1963年から2001年まで38年間、沿岸及び沖合漁業の振興を図る基本法となってきたが、2001年6月29日に水産基本法の公布・施行に合わせて、廃止となった。沿岸漁業振興、漁業者の地位向上は図れず。

⑥海洋水産資源開発促進法（1971年 5月14日公布）

目的：沿岸海域の水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進する措置並びに漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理を促進するための措置を定め、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進し、漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資する。

施行から46年経過、増・養殖は計画的に推進されず、海洋水産資源の管理で自主的な管理促進を謳っていることから科学的な手法の導入の足かせに。同法に基づく基本方針の自主的管理促進で「漁獲量の制限、漁船隻数の縮減等により漁獲対象魚種の取引分野における競争を実質的に制限しないこと」としており、『独禁法』違反行為となる恐れがあることを立法者自らが認める。5年毎に基本方針を見直す（現在10次）が、過去の計画（5年間）の総括は行われず。

⑦沿岸漁場整備開発法（1974年 5月17日公布）

目的：水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進するための措置を講ずるとともに、沿岸漁場の安定的な利用関係の確保を図るための措置を講ずることにより、漁港漁場整備法（1950年公布）による措置と合わせ、沿岸漁業の基盤たる沿岸漁場の整備及び開発を図り、もって沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給の増大に寄与する。

現状：公布から42年が経過。科学的な資源管理措置がとられることなく、資源量、生産量は減少し、沿岸漁場の整備開発、安定的な水産物の供給増大は図れていない。

⑧排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（1996年 6月14日公布）

目的：海洋法に関する国際連合条約（「国連海洋法条約」）に定めるところにより国連海洋法条約第五部に規定する沿岸国の主権的権利その他の権利を行使する水域として、200が排他的経済水域を設ける。国連海洋法条約は10年にわたる交渉を経て1982年に採択。海洋資源の保存と管理、海洋環境の保全義務を負う。1994年11月に発効。日本は、1983年2月に署名、1996年6月に批准し、同年7月20日（国民の祝日「海の日」）に発効した。2017年3月現在、168の国等が締結している。

⑨海洋生物資源の保存及び管理に関する法律

(T A C 法 : 1996年 6月14日公布)

目的 : 日本の200海里排他的経済水域における海洋生物資源の保存及び管理のための計画を策定する。漁獲量及び漁獲努力量の管理のための措置を講じるとともに、漁業法、水産資源保護法の措置と合わせて、排他的経済水域の海洋生物資源の保存及び管理を図る。あわせて海洋法条約の的確な実施を確保し、漁業の発展と水産物の供給の安定を実現する。

現状 : 公布から21年が経過。7魚種 (サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサバ及びゴマサバ、スルメイカ、ズワイガニ) にT A C (総漁獲許容量) を設定しているが、漁業者の経営を考慮したT A Cの設定を行っていることで各資源の増加を図ることができていない。

⑩持続的養殖生産確保法 (1999年 5月21日公布)

目的 : 漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための措置及び特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延の防止のための措置を講じ、持続的な養殖生産の確保を図り、養殖業の発展と水産物の供給の安定に資する。

現状 : 持続的養殖生産を謳うも、対象は漁場と魚病で漁協の事業に矮小化。

⑪水産基本法（2001年 6月29日公布）

目的：水産施策の基本事項を定め、国、地方公共団体の責務を明らかにすることで、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進し国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図る。良質な水産物を合理的な価格で安定供給し、**水産物の持続的な利用を確保するため、海洋法条約の的確な実施で水産資源の適切な保存、管理を行う。**水産業について、国民に対して水産物を供給する使命を持つとする。水産資源を持続的に利用し、高度化し、多様化する国民の需要に即した漁業生産、水産物の加工及び流通が行われるよう健全な発展が図られなければならないとし、水産業の発展に当たっては、漁村の生活環境の整備、振興を図る。

現状：公布から16年が経過。水産資源の持続的利用を謳うが、実現できず。5年を期間とした水産基本計画を策定してきたが、漁業生産量をはじめとする目標は一度も達成されず。同基本法で策定する水産施策は、基本的に戦後から取り組んできた内容と変わらない。衣を変えただけで、科学的資源管理を基本とした政策の策定が求められる。

現状にすぐわぬ整合性のない法律で、持続可能な資源管理はできず、効果の疑わしい事業が続く。

VI 法律が予算、事業を決める

法律により漁業の姿が決まる一方、法律で事業を決め予算化する。このため、法律を実状に合わせ変えなければ、不必要な事業・予算が継続されることになる。

2017年度水産予算と法律(100万円)

	事業名	2017年度	2016年度		予算を定めている法律	予算化のための計画	
		概算決定額	前年度当初額	補正予算			計
非 公 共	浜の担い手・地域活性化対策	8,563	4,951	6,200	11,151	予算補助(水産基本法)	水産基本計画
	資源管理・資源調査の強化	4,341	4,057	0	4,057	予算補助(水産基本法)	水産基本計画
	漁業経営安定対策と漁業構造改革の推進	29,018	33,403	17,700	51,103	予算補助(水産基本法)	水産基本計画
	水産物の加工・流通・輸出対策	1,407	1,473	9,500	10,973	予算補助(水産基本法)	水産基本計画
	水産多面的機能の発揮対策と離島漁業の再生支援	4,306	4,006	0	4,006	予算補助(水産基本法)	水産基本計画
	増養殖対策	1,435	1,370	300	1,670	予算補助	
	捕鯨対策	5,056	5,064	0	5,064	予算補助	
	外国漁船操業対策等	13,250	13,300	0	13,300	予算補助	
	漁場環境保全・技術開発・普及推進	1,466	1,407	0	1,407	予算補助	
	その他	37,732	37,543	2,002	39,545	法律補助(独法通則法、給与法など)	
	合計	106,574	106,574	35,702	142,276		
公 共	水産基盤整備事業	70,000	69,985	15,950	85,935	法律補助(漁港漁場整備法)と予算補助	漁港漁場整備長期計画
	漁港海岸事業	704	704	50	754	法律補助(海岸法)	
	漁港関係等災害復旧事業	1,113	1,113	4,466	5,579	法律補助(複数)	
	その他	0	0	0	0		
	合計	71,817	71,802	20,466	92,268		
総合計	178,391	178,376	56,168	234,544			

VII 水産資源を管理・保護できない水協法、 水産資源保護法とTAC法

1、水協法：漁業協同組合の水産資源の管理はいずれもインプットコントロールで、管理の実効性に乏しい。

水産業協同組合法は、漁業協同組合の事業の第1番目に「水産資源の管理及び水産動植物の増殖」を謳っている。しかし、その管理は、魚種、海面の区域、漁業種、管理期間などを定めるインプットコントロールで、漁業法、海洋水産資源開発法などの取り決めが優先。この結果、資源状態は総じて悪く漁獲量は減少。

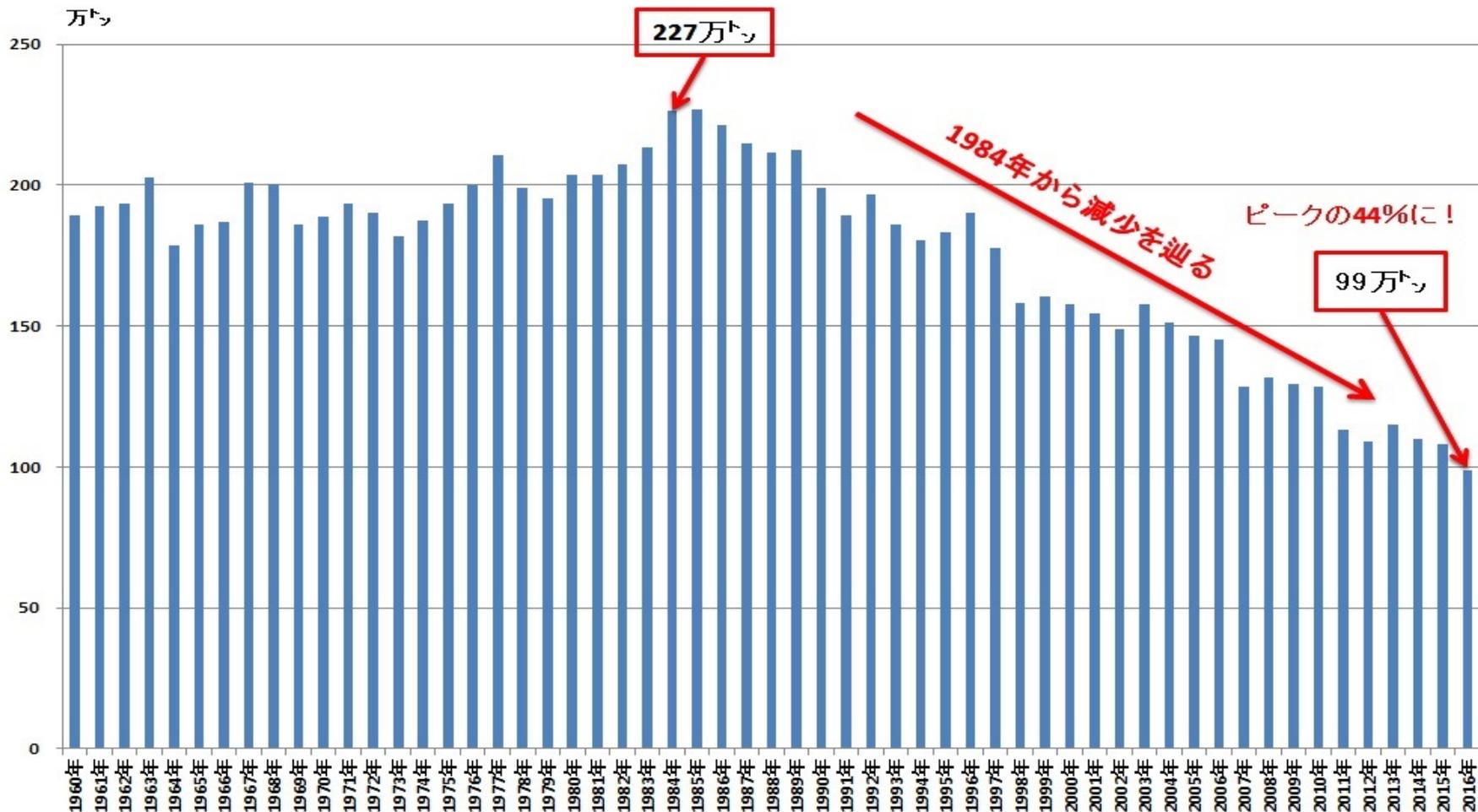
漁業協同組合は合併促進法（旧漁業協同組合合併助成法）の下、国の補助を受け合併を行ってきた。漁業従事者は高齢化し減少。組合員数減少で漁協数はさらに減少傾向にある。漁業所得は低位で推移、社会的地位も低下している。

漁協の事業

- ①水産資源の管理及び水産動植物の増殖
- ②水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
- ③組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付
- ④組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- ⑤組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- ⑥組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設定
- ⑦組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、補完又は販売
- ⑧漁場の利用に関する事業
- ⑨船だまり、舟揚場、漁礁その他組合員の漁業に必要な設備の設置
- ⑩組合員の遭難防止又は遭難救済に関する事業
- ⑪組合員の共済に関する事業
- ⑫組合員の福利厚生に関する事業
- ⑬組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育及び組合員に対する一般的情報の提供
- ⑭組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- ⑮漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会が行う共済のあっ旋
- ⑯前各号の事業に附帯する事業

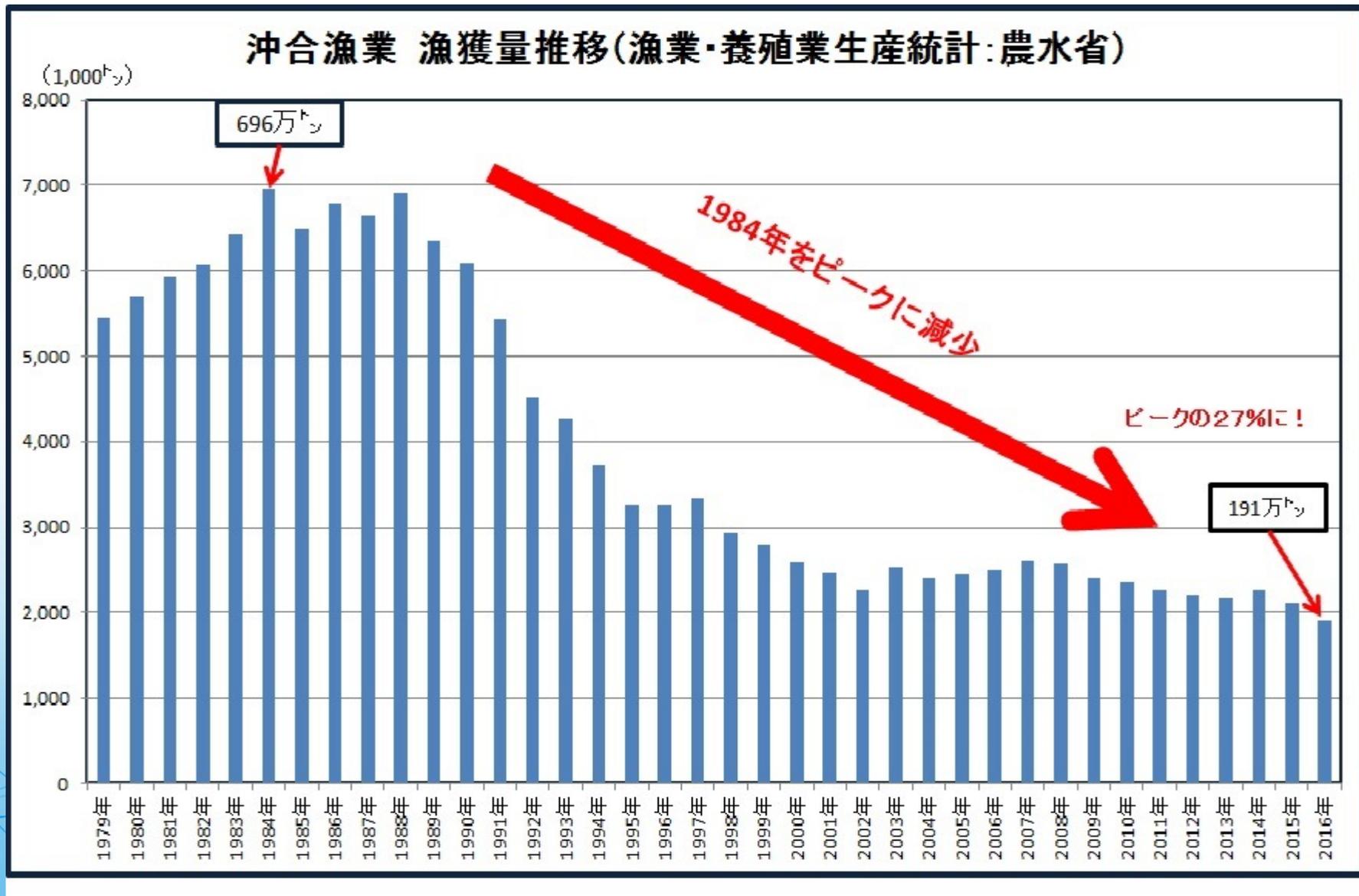
○沿岸漁獲量(採貝藻、養殖除く)は2016年、100万トンを割り、99万トンとなった。

沿岸漁業漁獲量(採貝藻、養殖除く)推移



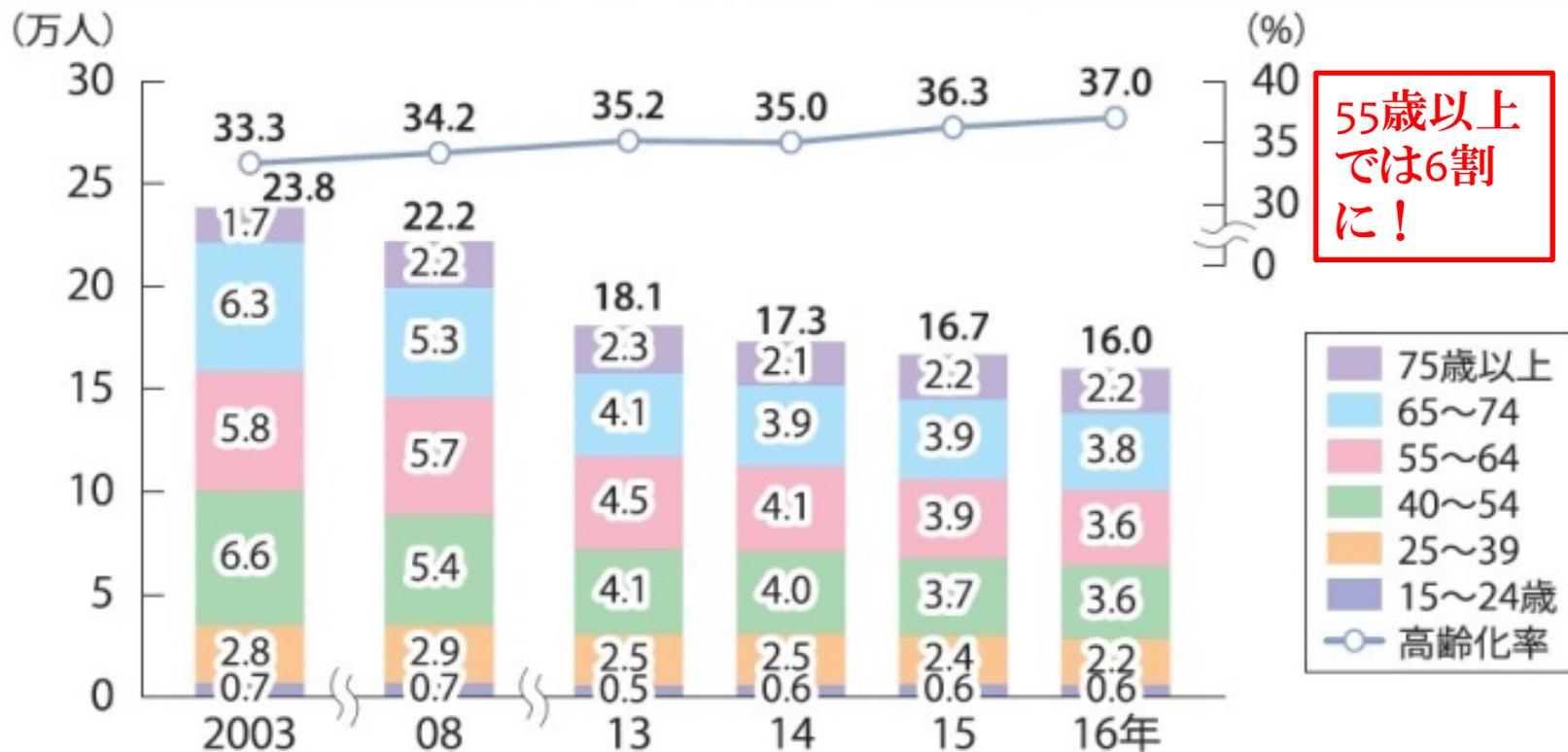
(農水省:漁業・養殖業生産統計)

○沖合漁業漁獲量は2016年、200万トンを割り、191万トンとなった。



○高齢化、減少を続ける漁業者！

漁業就業者数の推移



資料：農林水産省「漁業センサス」(2003年、08年及び13年)及び「漁業就業動向調査」(14～16年)

注：1) 「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。

2) 08年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、03年とは連続しない。

3) 高齢化率とは、漁業就業者数に占める65歳以上の割合。

2、水産資源保護法：目的は資源管理に非ず。

水産資源保護法は1951年、水産資源枯渇防止法と漁業法中の第65条その他の水産資源の保護に関する規定を合わせて作られた。ベースとなった水産資源枯渇防止法の目的は、資源枯渇防止を謳いながら、戦後急激に拡大した以西、以東底引網漁業の**減船時の補償を目的**とした。この補償条項を水産資源保護法も受け継いでおり、(第十一条 損失補償)、水産資源の保護培養を謳いながら、漁業法が優先し、その目的を達するに至っていない。現在も漁業法65条2が優先。**過去、この法律による水産資源保護・漁獲規制はなし。**

過剰になった底引の減船を目的に立法化された水産資源枯渇防止法(昭和25年4月30日 衆議院での説明)。

第六十四條を次のように改める。
第六十四條 削除
水産資源枯渇防止法(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
〔石原閣内吉登壇〕
○石原閣内吉登壇 たいだいま議題となりました水産資源枯渇防止法案について、本案の概要並びに水産委員会 の審議の経過及び結果につきまして報告いたします。まず政府の提案理由から申し上げます。
わが国の水産業者は、終戦と同時に広大な漁区と漁船のほとんど全部を失い、あるいは損傷いたしました当然の結果として国民の栄養食糧の極端なる不足を来し、これを補うために、政府も漁業者もまず漁船の建造を急ぎ、漁獲の最も効率的な機船底引き網漁業の採業に力を充てしめ、とりあらず国民の栄養食糧を充足して大に貢献いたしましたのであります。ことに東経百三十度以西の機船底引き網漁業のときは、最前における漁区的面積と、これに対する漁船の数からいえば、四倍の漁船が採業している割合になります。漁区をそのまゝにして必要量の漁獲をあげようとするれば、結局濫獲に陥り、漁場の荒廃を来すことが当然であります。以東底引き網漁業においても、昭和十二年から十箇年計画で、約七百隻を目標に調整をはかつたにもかかわらず、食糧増産のつびきならぬ必要から、今日までに実に二千七、八百隻の漁船が採業しておるものであります。かくのごとき現状をこのまゝにして、成行きにまかせておけば、漁場の荒廃はその極に達し、漁業者の生活をますます窮乏せしめ、ひいては栄養食糧の不足を告げることは明白であります。よつて、すみやかに漁場資源の枯渇を防止し、漁場生産の回復と資源の永続を期する必要があるとのことであります。
次に本案の内容について説明申し上げます。第一点は、農林大臣は資源枯渇のおそれがあると認められた漁業について、科学的調査に現われた種々の条件を勘案し、漁業の種類及び海域別に操業漁船の最高隻数を定める規定であります。第二点は、この最高隻数を定めた場合に、現在の漁船数がそれを越えている場合においては漁業の許可を取消し、操業区域の変更を指定することにし、この場合の勘案事項を具体的に規定しています。それには民主的方法として利害関係人の意見を聞くための公聴会制度を採用したのであります。第三点は、許可の取消しや操業区域の変更によつてこうむつた損失に対し、政府は中央漁業調整審議会の意見を聞き、政令で定めた方法によつて補償することとし、またこれにかゝる漁業従業者に対しては保護規定が設けてあります。第四点、
決意いたしましたのであります。以上で本委員会における本案審議の経過とその結果の御報告を終ります。なお詳しくは会議録により御了承願ひます。(拍手)
○薩長(幣原重厚閣内) 討論の通告があります。これを許します。井之口政雄君。

〔井之口政雄君登壇〕
○井之口政雄君 私は、日本共産党を代表いたしましたして、水産資源枯渇防止法案に反対するものであります。
この法案は、水産資源の枯渇を防止するといふ美名に隠れ、以西底引き漁船二百九十四隻を保留して大漁業会社の集中生産へ導こうとする、きわめて悪辣な法案である。同時に他方において、その負担を一そう当り百万円、全体で約六億円を国民の租税負担に転嫁しようとする。なんでもない法案であります。手前を挙げれば、先づ、
現在、水産資源枯渇防止法は、漁業法第六十五條第二項に規定して、漁獲規制はなし。漁業者の整理は、漁業者自身の責任で、予算、方針で、用願や

●欠陥！
農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認める時、漁業を禁止することができるとしているが、その資源の調査規定(第三章)が具体的でなく、あいまい。

●今、この法律はどう使われているか？
水研機構によるサケ・マス人口ふ化放流事業計画の策定を定めている。

現在の100億円

現在の5,000万円

3、TAC法：漁業法による調整が優先し、科学的な資源管理ができない「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」

－TAC法の致命的欠陥 その1－

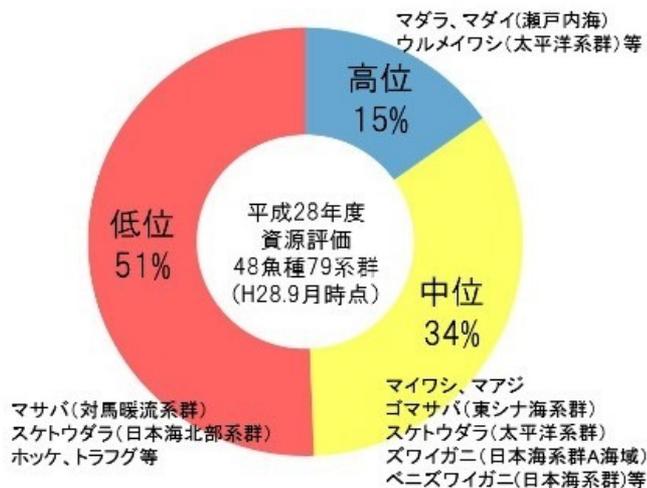
本来、TAC法が日本の水産資源管理を全面的に担わなければならない法律であるにも拘わらず、調整を基本とする「漁業法」とまったく機能していない「水産資源保護法」と合わせて保存及び管理を図るとしてしまった。国連海洋法条約の「的確な実施」を謳うが、漁業法の調整規定に引きずられ、漁獲枠設定が「的確」にできない。

－TAC法の致命的欠陥 その2－

TAC法は、1996年の施行から20年が経過した。20年間、漁獲可能量で管理するTAC対象魚種(第1種特定海洋生物資源)は7漁種のまま変わらない。漁獲努力可能量というより甘い規制で管理する第2種特定海洋生物資源も9魚種のみで、第2種から第1種の格上げもない。

○主要魚種の資源水準は、低いままで推移する。

我が国周辺の資源水準の状況及び資源水準の推移（48魚種79系群）



2016年の資源評価では5割が低位、資源が思わしくない魚種は中位を含めると85%となる。

(水産庁作成資料)

○今年度の資源評価でも22魚種・37系群が低位で推移。ホッケのように壊滅的な状況の魚種もある！

2017年度 我が国周辺水域の水産資源評価一覧 (50魚種84系群)

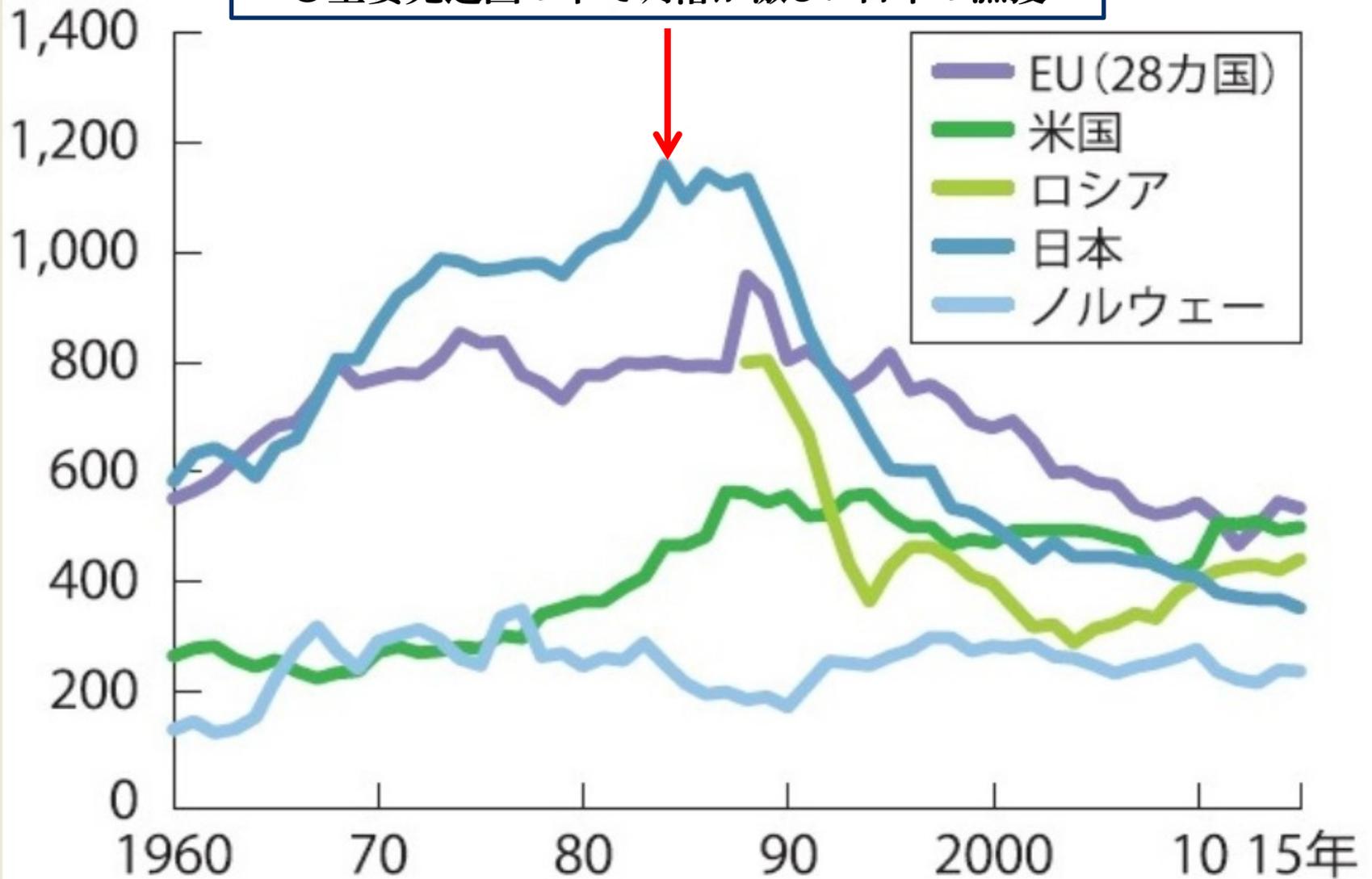
魚種	系群	水準・動向		魚種	系群	水準・動向		魚種	系群	水準・動向	
		2016年度	2017年度			2016年度	2017年度			2016年度	2017年度
マイワシ	太平洋系群	中位	→	イトヒキダラ	太平洋系群	中位	→	タチウオ	日本海・東シナ海系群	低位	→
	対馬暖流系群	中位	→	マダラ	北海道	高位	→	サワラ	東シナ海系群	高位	→
マアジ	太平洋系群	中位	→	キアンコウ	太平洋北部系群	高位	→	ヒラメ	瀬戸内海系群	低位	→
	対馬暖流系群	中位	→	キンメダイ	日本海系群	高位	→		太平洋北部系群	高位	→
マサバ	太平洋系群	中位	→	キチジ	太平洋北部	中位	→		瀬戸内海系群	中位	→
	対馬暖流系群	低位	→	オホーツク海系群	太平洋系群※注2	低位	→		日本海北・中部系群	低位	→
ゴマサバ	太平洋系群	高位	→	ホッケ	道東・道南	低位	→	日本海西部・東シナ海系群	中位	→	
	対馬暖流系群	低位	→		道東・道南	低位	→	太平洋北部	高位	→	
東シナ海系群	中位	→	根室海峡・道東・日高・胆振		低位	→	道北系群	低位	→		
スケノウダラ	日本海北部系群	低位	→	道南系群	低位	→	アマトイ類	東シナ海	低位	→	
	根室海峡	低位	→	アマタイ類	東シナ海	低位	→	ブリ	東シナ海	高位	→
	オホーツク海南部	低位	→	ムロアジ類	東シナ海	低位	→	マチ類	奄美・沖縄・先島アオダイ	低位	→
ズワイガニ	太平洋系群	中位	→	奄美・沖縄・先島ヒメダイ	低位	→	マダイ	奄美・沖縄・先島オオヒメ	低位	→	
	オホーツク海系群	低位	→	奄美・沖縄・先島ハマダイ	低位	→	キダイ	瀬戸内海東部系群	高位	→	
	太平洋北部系群	中位	→	瀬戸内海中・西部系群	高位	→	ハタハタ	瀬戸内海東部系群	高位	→	
	日本海系群A海域	中位	→	日本海西部・東シナ海系群	低位	→	イカナゴ類	日本海西部系群	中位	→	
スルメイカ	日本海系群B海域	高位	→	イカナゴ	伊勢・三河湾系群	低位	→	イカリナゴ	日本海北部系群	中位	→
	北海道西部系群	中位	→	イカリナゴ	瀬戸内海東部系群	中位	→	ヤリイカ	太平洋系群	中位	→
マアナゴ	冬季発生系群	低位	→						対馬暖流系群	低位	→
	秋季発生系群	中位	→								
ウルメイワシ	伊勢・三河湾	低位	→								
	太平洋系群	高位	→								
ニシン	対馬暖流系群	中位	→								
	北海道	低位	→								
	太平洋系群	低位	→								
カタクチイワシ	瀬戸内海系群	中位	→								
	対馬暖流系群	低位	→								
ニギス	日本海系群	中位	→								
	太平洋系群	中位	→								

注1: 緑色(■)は、TAC対象の7魚種19系群 注2: サンマについては2016年度から本資源評価では取り扱わない 注3: 動向の→は、■=高位、□=中位、●=低位
 *水準: 過去20年以上にわたる資源量や漁獲量等の推移から「高位・中位・低位」の3段階で区分 *動向: 過去5年間の資源量や漁獲量等の推移から「増加・横ばい・減少」の3段階で区分

*水産庁

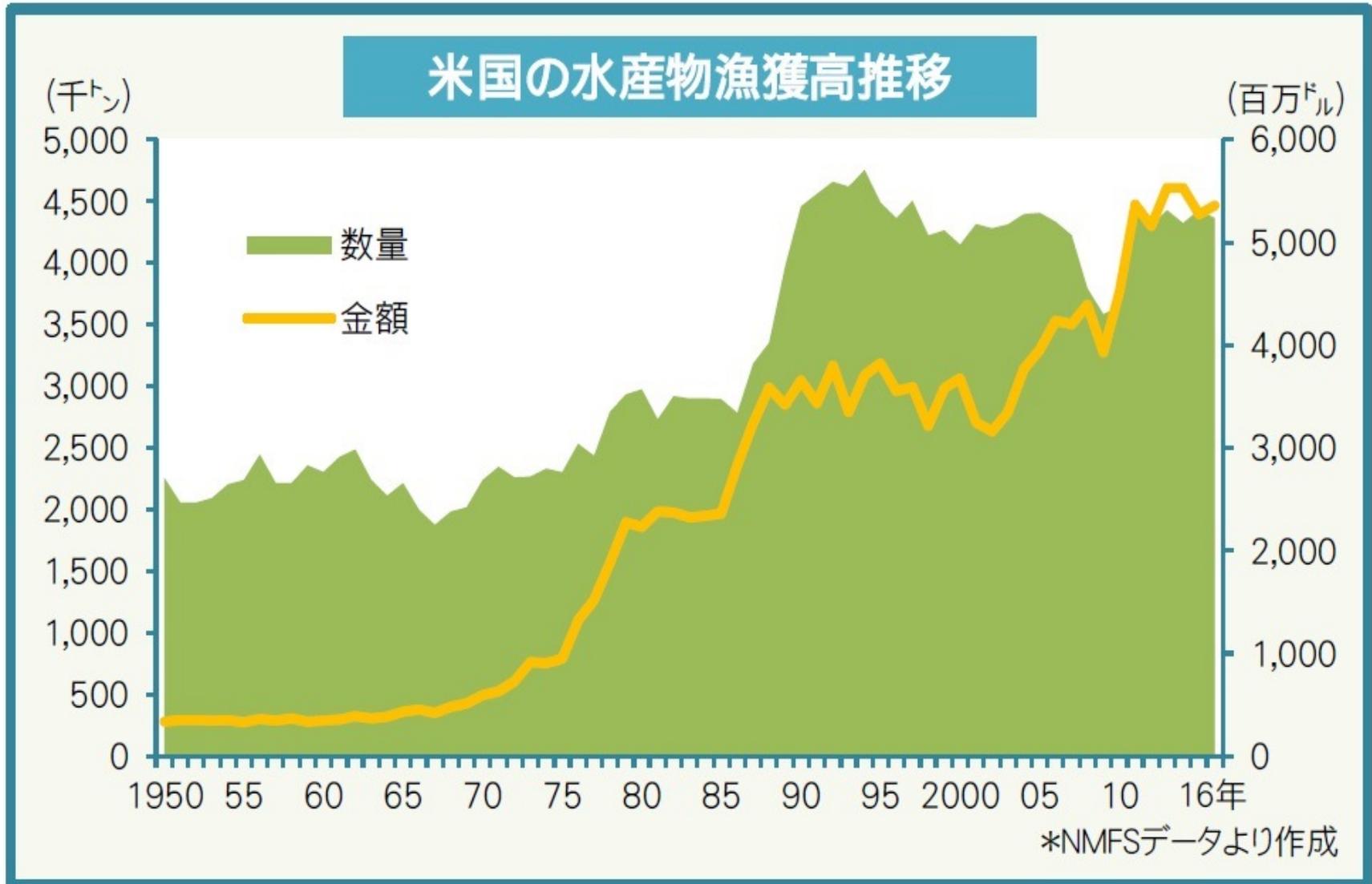
(万トン)

○主要先進国の中で凋落が激しい日本の漁獲



(水産庁作成資料)

○科学的な資源・漁業管理で安定した漁獲量、漁獲金額を実現する米国



VIII 漁船、漁獲が減少する中で続く漁港漁場整備

— 漁港漁場整備法 —

1950年に漁港法を制定し、51年度から漁港整備計画がスタートする。当初の対象漁港は1,300。第9次までの50年間で、約7.3兆円を投じて全国の漁港を整備した。

2002年から沿岸漁場整備開発法の漁場整備・開発部分を統合、法律名を漁港漁場整備法に改め漁場整備と漁村の整備も含めた事業を展開。現在、指定の対象漁港は約2,900を数えるが、毎年度、約1000億円をかけ1,100余りの漁港を整備する。2002年の長期計画から、計画中の投資額を定めていない。

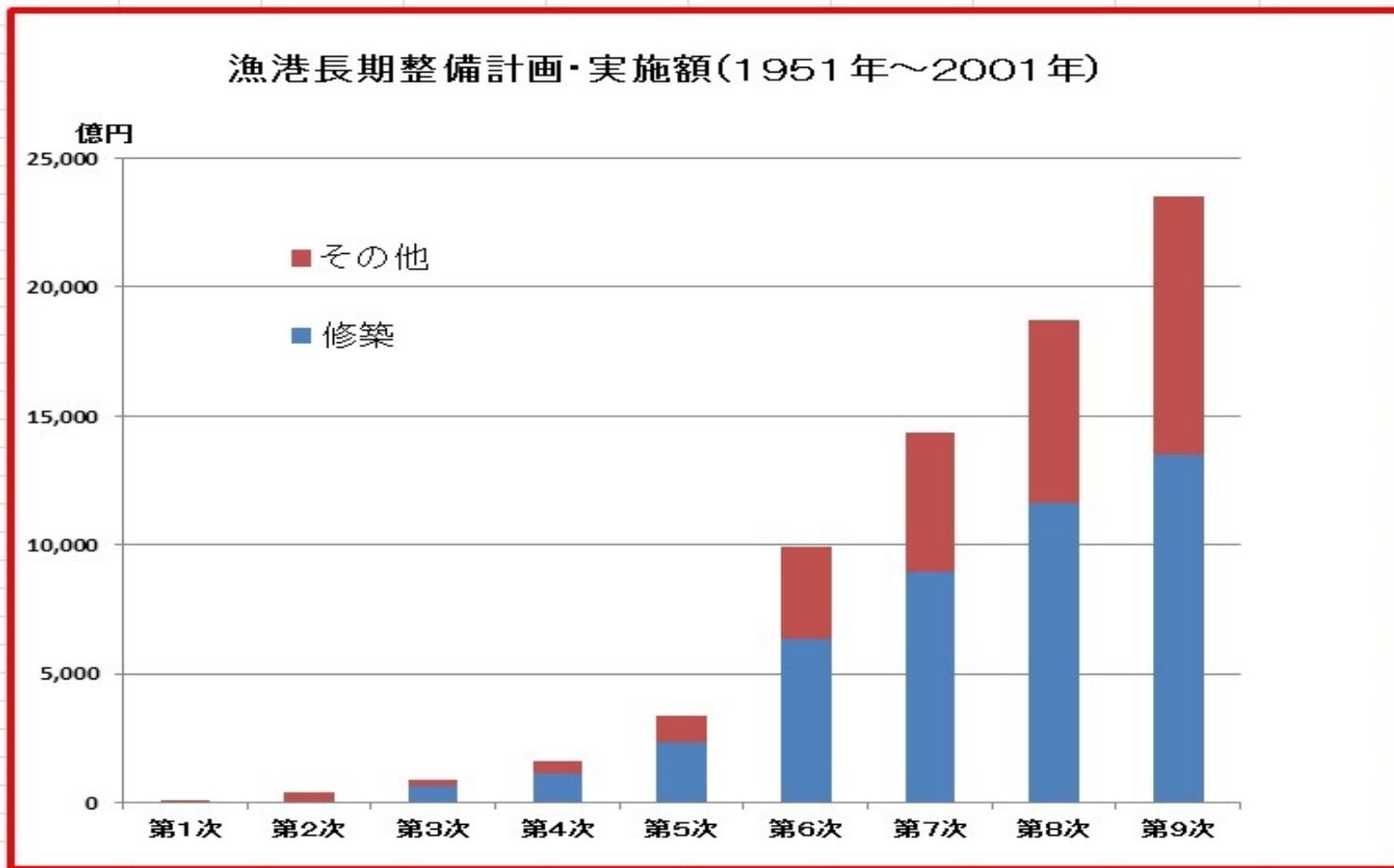
漁船数は1980年代をピークにほぼ半減した。漁港数は1990年代初めのピーク時から比べ86減少したが、今も2,866を数える。使われなくなった漁港を新たな計画では、養殖場などに利用しようとしている。

戦後復興からのインフラとしての漁港整備は、既に終了。今後、必要な改修・修築は受益者である漁業者が負担していく必要がある。そして、その予算を水産資源の調査・研究、管理に使うことが求められる。

○50年間の漁港長期整備計画で総額7.3兆円を使い整備を行う！

漁港整備計画・実施額(1951年～2001年)									単位: 億円
	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次
修築	0	0	633	1,163	2,370	6,376	8,952	11,606	13,500
その他	121	393	289	447	1,038	3,568	5,381	7,092	10,000
計	121	393	922	1,610	3,408	9,944	14,333	18,698	23,500
実施漁港	375	560	817	940	1,087	1,270	1,361	1,422	1,500

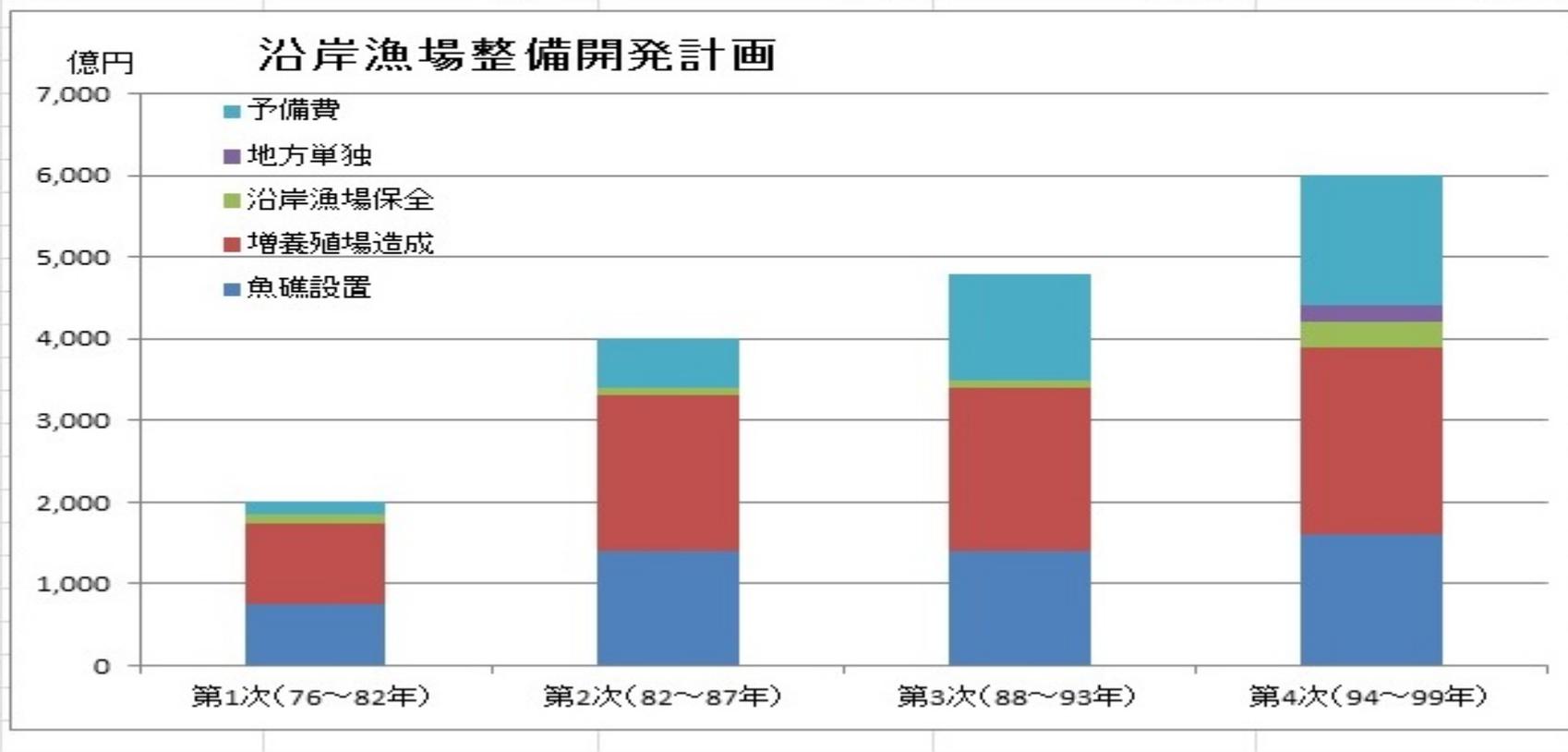
9次は計画数値



○沿岸漁場整備開発事業は1次～4次の24年間で1兆6800億円を投じて漁場整備

沿岸漁場整備開発計画(億円)

事業	第1次(76～82年)	第2次(82～87年)	第3次(88～93年)	第4次(94～99年)
魚礁設置	750	1,400	1,400	1,600
増養殖場造成	1,000	1,900	2,000	2,300
沿岸漁場保全	100	100	100	300
地方単独	0	0	0	200
予備費	150	600	1,300	1,600
合計	2,000	4,000	4,800	6,000



○漁港、漁場関係予算を中心とした公共事業は依然、
年間1,000億円規模を誇る！

水産庁公共予算年度別概算決定額の推移						
						単位:百万円
予算年度	公共計	一般公共	水産基盤	漁港海岸	農山漁村交付金	災害復旧
2005年	181,316	180,120	168,884	11,236		1,196
2006年	165,123	164,010	153,104	10,906		1,113
2007年	155,793	154,680	144,148	10,532		1,113
2008年	145,199	144,086	133,937	10,149		1,113
2009年	130,757	129,644	119,860	9,784		1,113
2010年	84,316	83,203	82,227	976		1,113
2011年	74,249	73,136	72,367	769		1,113
2012年	142,040	137,196	117,506	690	19,000	4,844
2013年	98,318	95,115	83,122	814	11,179	3,203
2014年	91,249	87,931	76,246	704	10,981	3,318
2015年	93,691	90,881	80,139	704	10,038	2,810
2016年	103,600	98,021	85,935	754	11,332	5,579

○全国の漁港数は今も約2,900を数える！

指定漁港数の推移（昭和55年以降）

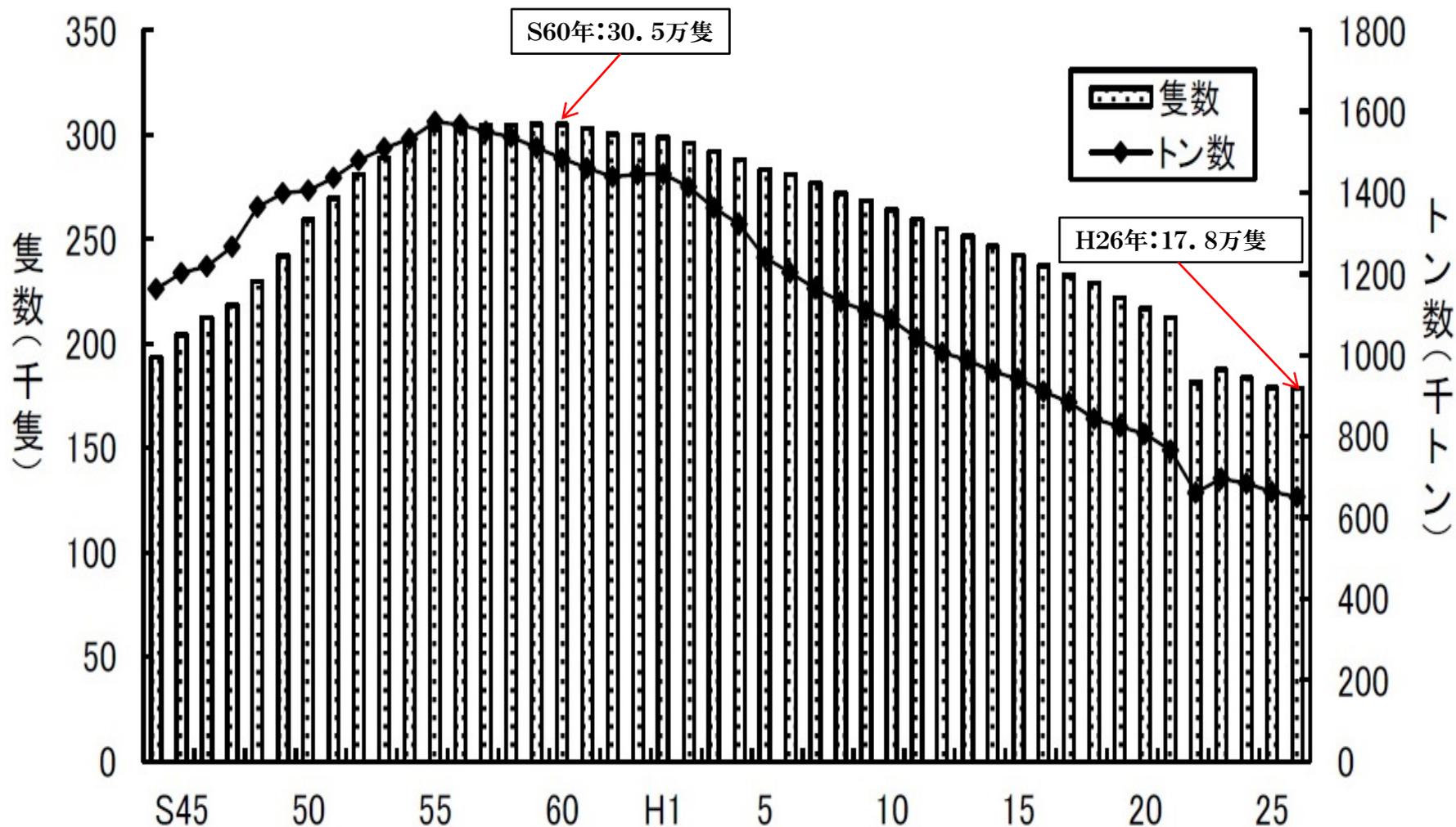
年		昭55	60	61	62	63	平元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
第1種	海面	2,136	2,157	2,164	2,174	2,182	2,186	2,186	2,186	2,186	2,187	2,182	2,179	2,179	2,179	2,178	2,172	2,166	
	内水面	37	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	
	計	2,173	2,196	2,203	2,213	2,221	2,225	2,225	2,225	2,225	2,225	2,226	2,221	2,218	2,218	2,218	2,217	2,211	2,205
第2種	海面	498	519	519	519	513	513	513	513	513	513	512	512	512	512	512	512	512	
第3種	海面	96	96	96	96	101	101	101	101	101	101	100	100	100	100	100	100	100	
特3種	海面	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	
第4種	海面	91	93	93	93	100	100	100	100	100	100	101	101	101	101	101	101	101	
総数	海面	2,834	2,878	2,885	2,895	2,909	2,913	2,913	2,913	2,913	2,913	2,914	2,908	2,905	2,905	2,905	2,904	2,898	2,892
	内水面	37	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	
	計	2,871	2,917	2,924	2,934	2,948	2,952	2,952	2,952	2,952	2,952	2,953	2,947	2,944	2,944	2,944	2,943	2,937	2,931
	指数	1.00	1.02	1.02	1.02	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.02	1.02

年		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
第1種	海面	2,181	2,180	2,178	2,178	2,174	2,171	2,171	2,168	2,167	2,166	2,166	2,161	2,140	2,140	2,110	2,095
	内水面	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
	計	2,220	2,219	2,217	2,217	2,213	2,210	2,210	2,207	2,206	2,205	2,205	2,200	2,179	2,179	2,149	2,134
第2種	海面	497	495	495	495	495	496	496	496	496	496	496	499	517	517	517	519
第3種	海面	100	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
特3種	海面	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
第4種	海面	101	101	101	101	101	101	101	100	100	99	99	99	99	99	99	99
総数	海面	2,892	2,890	2,888	2,888	2,884	2,882	2,882	2,878	2,877	2,875	2,875	2,873	2,870	2,870	2,840	2,827
	内水面	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
	計	2,931	2,929	2,927	2,927	2,923	2,921	2,921	2,917	2,916	2,914	2,914	2,912	2,909	2,909	2,879	2,866
	指数	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00

注)各年4月1日時点

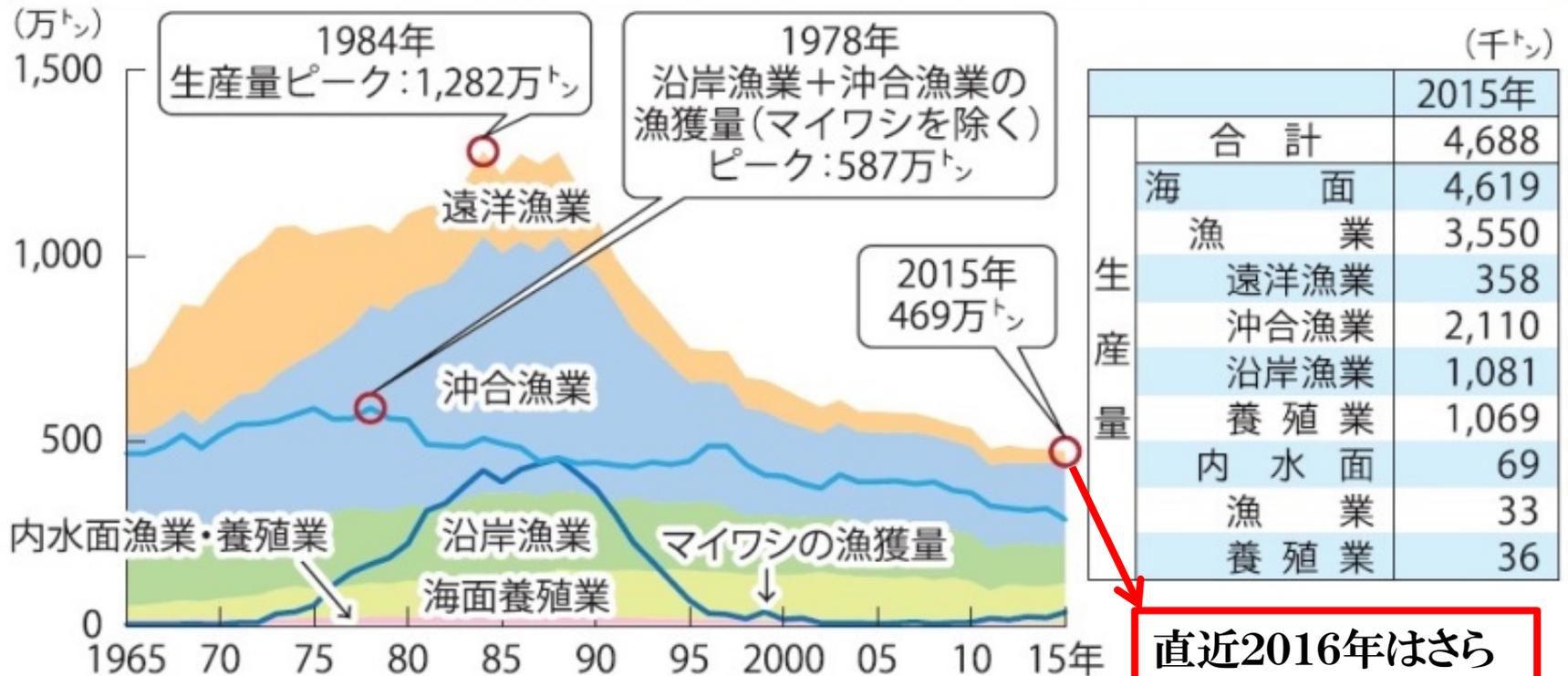
(水産庁作成資料)

○全国の登録漁船数はこの30年で4割減少した！



(水産庁作成資料)

漁業・養殖業の国内生産量の推移



直近2016年はさらに減少し431万トン

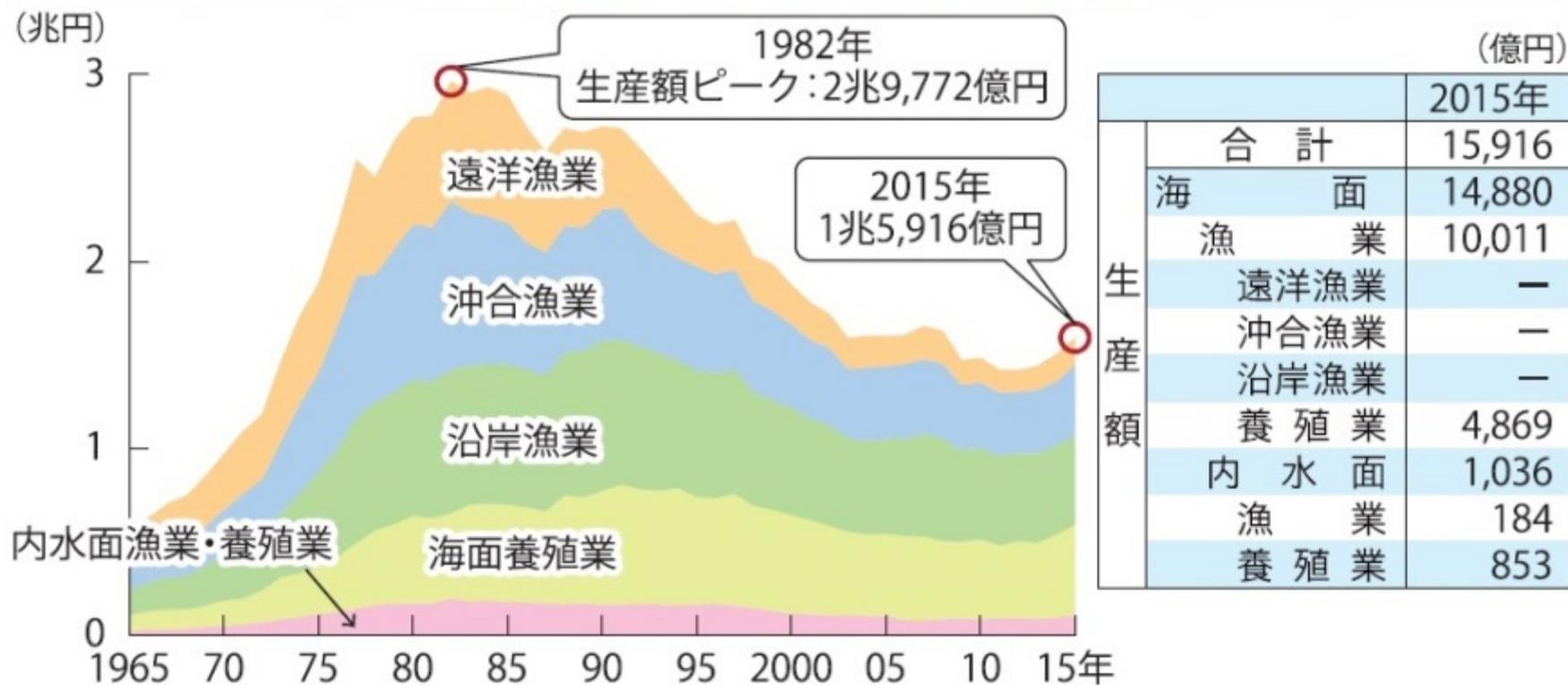
資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：1) 2007～10年については、漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は推計値である。

2) 内水面漁業生産量は、00年以前は全ての河川及び湖沼、01～03年は主要148河川28湖沼、04～08年は主要106河川24湖沼、09～13年は主要108河川24湖沼、14年及び15年は主要112河川24湖沼の値である。01年以降の内水面養殖業生産量は、マス類、アユ、コイ及びウナギの4魚種の収穫量であり、07年以降の収穫量は、琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦において養殖されたその他の収穫量を含む。

3) 06年以降の内水面漁業の生産量には、遊漁者による採捕するものは含まれない。

漁業・養殖業の国内生産額の推移



資料:農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注:1) 漁業生産額は、漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等に乗じて推計したものである。

2) 海面漁業の部門別生産額については、2007年から取りまとめを廃止した。

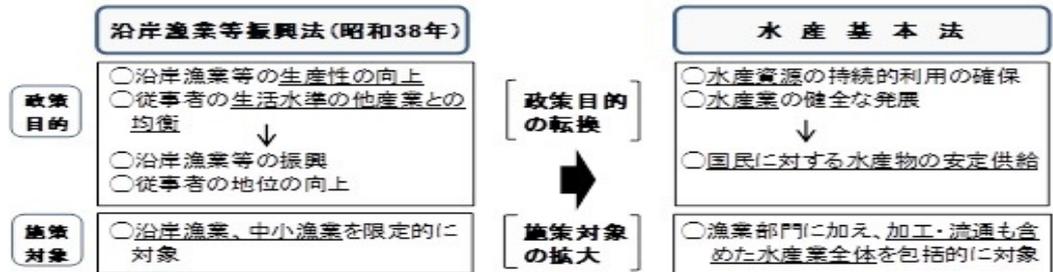
3) 06年以降の内水面漁業の生産額には、遊漁者による採捕は含まれない。

Ⅹ 沿岸漁業、中小漁業の振興を果たせなかった 沿岸漁業等振興法(沿振法)と水産基本法

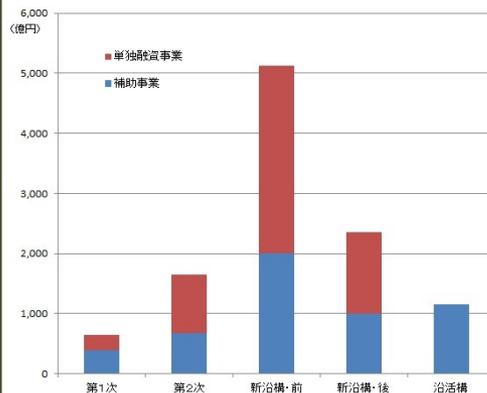
沿振法は高度経済成長期に沿岸、沖合漁業の振興のために立法化された。漁業白書はこの法律によって作成が始まった。事業としては、沿岸漁業構造改善事業(通称:沿構:漁場改良造成事業、養殖魚場造成、漁船近代化、流通改善など)が代表的事業。1962年から1999年まで、5期38年に渡り計画ベースで1兆円を予算化した。

2001年、水産基本法と姿を変えた後は、がんばる漁業やもうかる漁業、漁船リース事業など新たに取組むとともに、全国の漁協の資源回復の取組みを後押し、しかし、資源悪化が進む中、沿岸、沖合漁業の厳しさは変わらない。

沿岸漁業等振興法と水産基本法の比較(政策目的の転換、施策対象の拡大)



沿岸漁業構造改善事業(1962年~1999年)



水産基本計画に基づく事業

- 浜の活力再生交付金
- 資源管理・資源調査 + 漁業収入安定対策 共済・積立プラス活用

国、都道府県が策定する資源回復計画を2002年に開始。その後、2011年から漁業者の「自主的資源管理」を含めた資源管理計画を加え事業を拡大。同計画に取り組む漁業者の共済金を補助(30%)。計画数は1,930件(2017年3月末)。

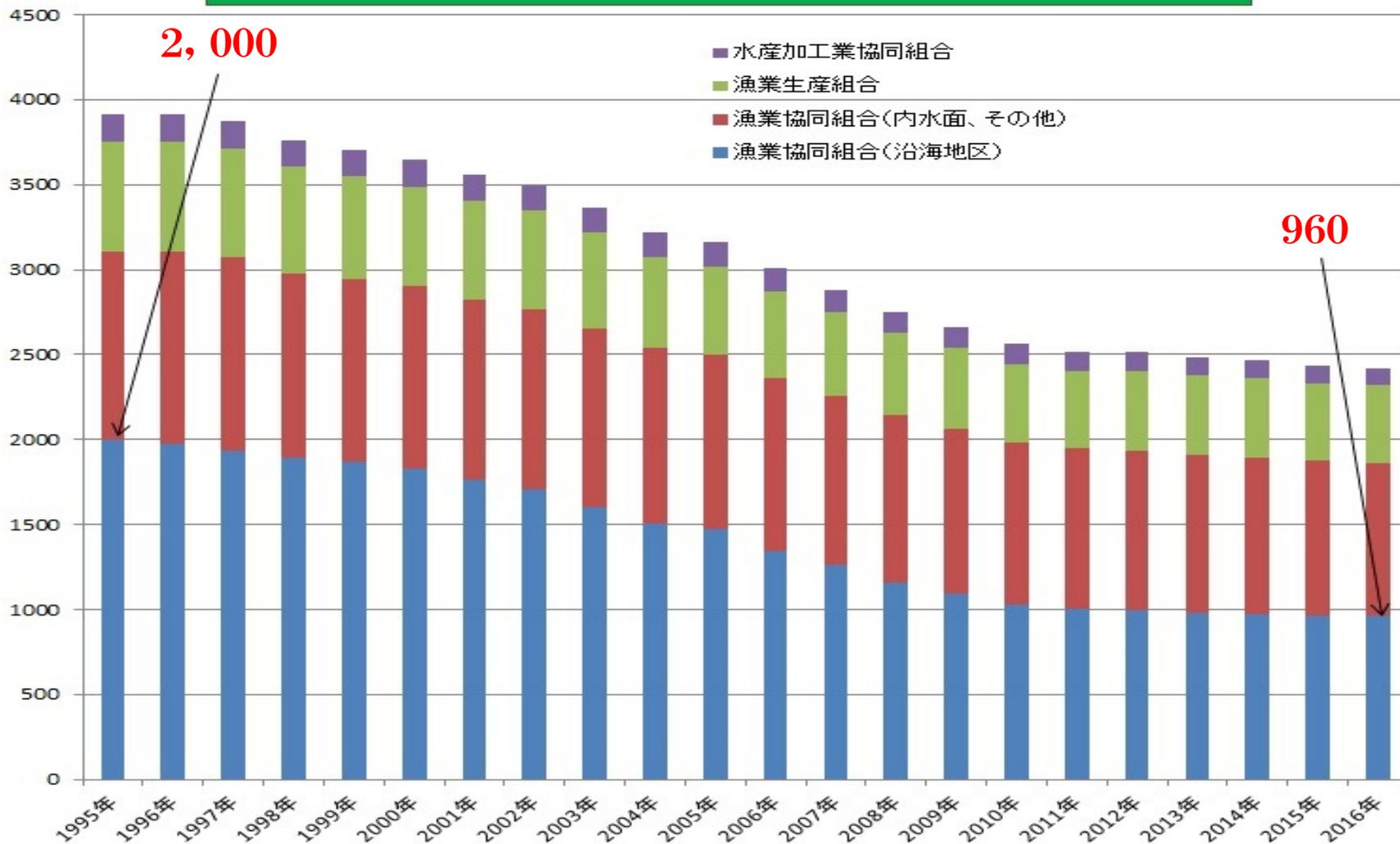
- もうかる漁業創設支援事業
- 漁船リース事業

水産基本計画の持続的生産目標(万トン)

魚分類	2002年計画の		2007年計画の		2012年計画の		2017年計画の	
	2012年目標	2012年実績	2017年目標	2016年実績	2022年目標	2027年目標	2027年趨勢値	
魚分類	682	485	568	431	515	515	440	
内 遠洋漁業	79	46	なし	31	なし	なし	なし	
内 沖合漁業	342	220	なし	191	なし	なし	なし	
内 沿岸漁業	170	110	なし	99	なし	なし	なし	
内 海面養殖	78	104	なし	103	なし	なし	なし	

○漁協数は、経営悪化などによる合併で、年々減少を続ける。

協同組合数の推移(水産庁:水産業協同組合統計表より)



○厳しい沿岸・沖合漁業関係者の経営状況！

会社経営体（漁船漁業：1経営体当たり）の経営収支の推移

年次	漁労利益	漁労売上高	漁労支出	漁労外利益	営業利益	経常利益	漁獲量
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	t
平成19年度	△ 3,676	308,680	312,356	4,800	1,124	8,871	1,678
20	△ 4,691	330,192	334,883	3,490	△ 1,201	6,705	1,858
21	△ 16,682	287,402	304,084	5,392	△ 11,291	△ 1,611	1,848
22	△ 11,891	250,048	261,939	6,848	△ 5,043	4,429	1,742
23	△ 9,232	274,316	283,548	6,401	△ 2,831	7,919	1,537
24	△ 10,083	282,456	292,539	9,354	△ 729	13,194	1,532
25	△ 18,604	281,446	300,050	9,427	△ 9,177	1,698	1,523
26	△ 19,508	285,787	305,295	11,752	△ 7,756	9,396	1,397
27	△ 8,256	327,699	335,955	18,672	10,416	27,237	1,788
28	△ 17,308	337,238	354,546	29,973	12,665	20,441	1,781

資料：農林水産省統計部『漁業経営調査報告』

個人経営体（漁船漁業：1経営体当たり）の経営収支の推移

年次	漁労所得	漁労収入	補助・補償金(漁業)	漁労支出	雇用労賃	油費	減価償却費	漁獲量
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	kg
平成19年	3,100	9,840	164	6,740	1,303	1,330	775	24,881
20	2,720	9,787	156	7,067	1,345	1,559	862	25,956
21	2,403	8,927	151	6,524	1,349	1,115	861	24,813
22	2,417	8,507	238	6,090	1,210	1,055	865	23,669
23	2,601	8,402	255	5,801	1,065	1,120	762	18,356
24	2,584	8,452	241	5,868	1,107	1,150	807	18,282
25	2,417	8,370	410	5,953	1,079	1,237	712	18,167
26	2,936	9,329	682	6,393	1,166	1,320	731	19,243
27	3,408	9,820	529	6,412	1,246	1,061	725	18,279
28	3,277	9,164	479	5,887	1,166	863	686	16,985

資料：農林水産省統計部『漁業経営調査報告』

都道府県知事認可の水産業協同組合
沿海地区出資漁業協同組合
2015年度損益計算書

(単位：千円)

科目	1組合平均	事業種別 (1組合平均)												
		信用	共済	購買	販売	製氷・冷凍	加工	保管	利用	漁業自営	漁場利用	指導	無線	その他事業
事業収益	578,325	73,176	4,810	212,765	190,826	121,086	271,745	15,430	15,577	152,269	35,863	30,049	1,818	113,955
事業直接費	461,807	29,555	413	194,939	129,963	109,974	257,574	11,156	7,822	109,174	20,199	16,359	1,422	97,000
事業総利益	116,518	43,622	4,397	17,826	60,863	11,112	14,171	4,274	7,755	43,095	15,664	13,690	396	16,955
事業管理費	110,679	60,019	7,328	16,745	43,245	13,213	14,998	2,552	6,943	15,260	6,299	12,582	1,298	32,683
事業利益	5,839	▲ 16,398	▲ 2,259	1,102	17,619	▲ 2,101	▲ 826	1,722	845	28,319	9,542	1,123	▲ 829	▲ 23,594
事業外収益	55,483	12,147	2,988	7,662	17,453	5,494	10,286	554	3,173	8,208	1,792	8,174	389	26,385
事業外費用	39,703	12,982	1,823	6,009	13,131	4,139	9,020	225	2,215	5,281	1,052	6,017	273	15,789
経常利益	21,619	▲ 17,233	▲ 1,094	2,755	21,941	▲ 746	440	2,051	1,803	31,246	10,283	3,279	▲ 713	▲ 12,998
特別利益	22,986													
特別損失	20,734													
税引前当期利益	23,871													
法人税・住民税及び事業税	5,158													
法人税等調整額	679													
当期剰余金	18,034													
前期繰越剰余金	▲ 20,921													
目的積立金目的取崩額	▲ 197													
過年度税効果調整額	12													
当期未処分剰余金(又は損失金)	▲ 2,702													

(水産庁まとめ)

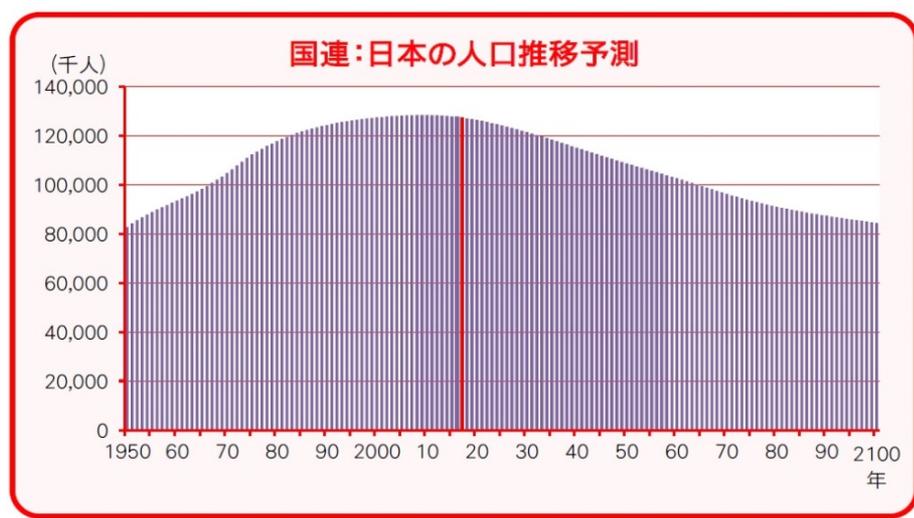
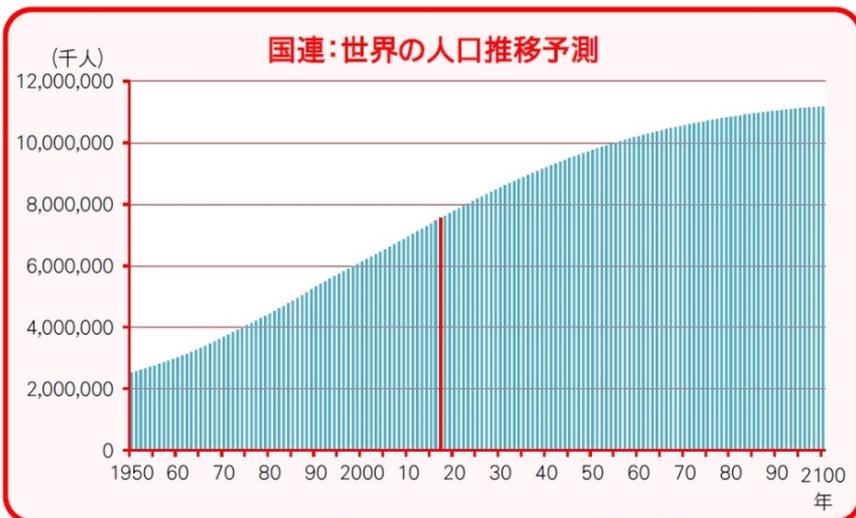
X 変わる社会、経済環境への対応

1、デジタル化、インターネットに象徴されるIT(情報技術)の発達でこの20年、日本の社会、経済環境は激変しました。

さらに今後、AI(人工知能)の実用化で、社会・経済環境は大きく変わって行きます。

一方、日本の人口は減少を始め、総務省の予測によれば、2065年には現在(2016年:1億2,693万人)の7割の水準(8,808万人)まで落ち、今世紀末には半減するとの予測もあります。国際的には人口の増加が続き、2016年の74億人が今世紀末には112億人に増加、温暖化対策をはじめ環境問題への対応が急務となります。

将来の社会・経済状況の変化を予測するのは難しいものの、これら変化に柔軟に対応する制度設計が不可欠です。人、技術、物、資金が自由に出入りする資源管理をベースにした持続可能な産業となるための法制度が求められます。



X I 今後50年で日本の水産業を取り巻く状況はどう変化するか？

①日本は人口の減少にともなって水産物の需要が現状の7割に減少します。必要量は、原魚換算で500万ト、程度で足りることになります。商品の流通形態は、ほぼ最終製品となるでしょう。

②世界は、人口の増加と経済発展にともなって水産物の需要が1.4倍に拡大すると予想されます。必要量は、原魚換算で2億8,000万トに達します。FAOは2016年世界漁業・養殖業白書で2025年までの価格について天然は名目で7%、養殖は2%のアップとしていますが、需要に供給が追い付かず、国際的な水産物の価格は上昇を続けるでしょう。

③日本は沿岸漁業の水産経営を株式会社化など企業化し、水産資源の持続的管理を行うことができれば、漁業・養殖生産を600万ト、台まで回復させることができると予想されます。その販売金額は現在の1兆6,000億円に対して2.4兆円前後となると予想されます(魚価2割アップと想定)。また、輸入を考えると、見込める国内消費を除いた輸出余力は300万ト、となると予想されます。



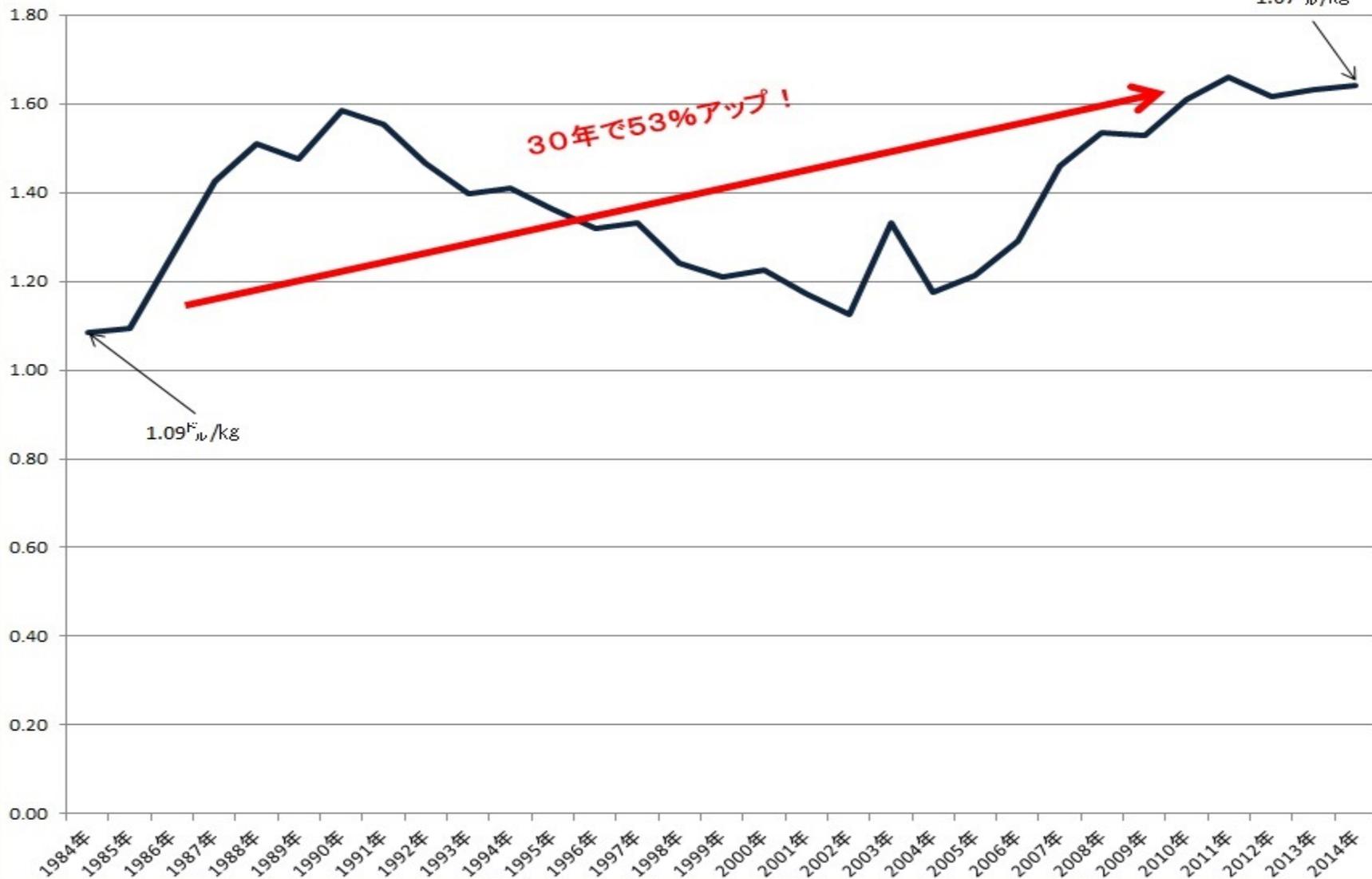
F_{LV}/kg

養殖魚介類全魚種平均平均単価推移 (FAO統計をベースに試算)

1.67^{F_{LV}}/kg

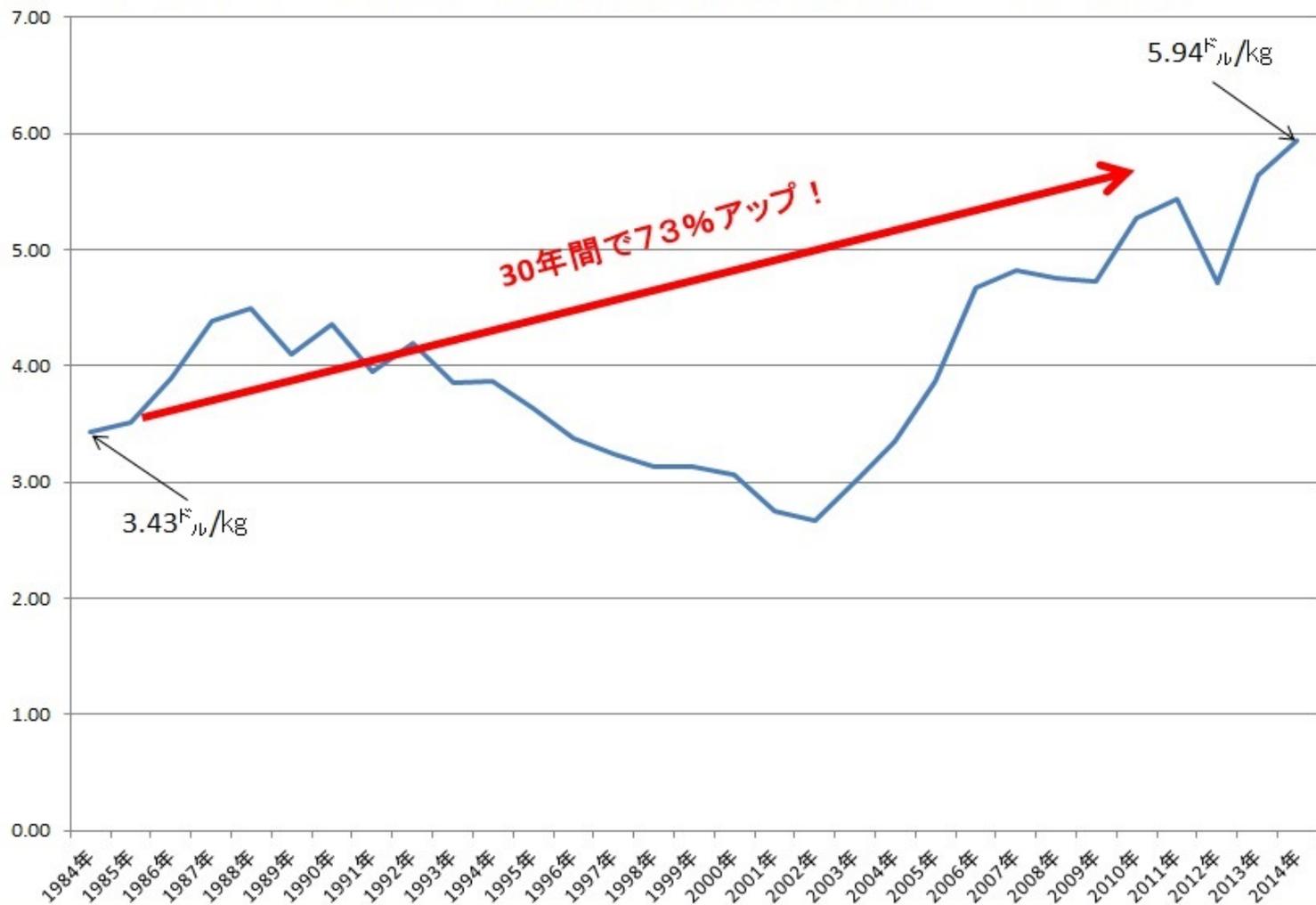
30年で53%アップ!

1.09^{F_{LV}}/kg



円/kg

養殖サケ・マスの平均単価推移(FAO統計をベースに試算)



XII まとめ

取り組まなければならない事！

- 1、持続可能な産業としての漁業を担保する法制度の確立。
- 2、整合性、一貫性を持った法体系の確立。
- 3、科学に基づく資源管理を担保する法整備！
- 4、漁港整備など役目を終えた法律の整理。

おわり

漁業・資源管理法の制定

現漁業法との相関図

沿岸、沖合漁業の生産性向上の名のもとに乱獲を促進させた。

沿岸漁業等振興法 1963年

2001年水産基本法施行に合わせて廃止

漁業者の成長を規制。産業としての漁業の発展を阻害。組合員数は激減し、組織崩壊に直面。

戦後復興時、旧体制温存で作られた法律

沿岸漁場整備開発法 1974年

効果の定かでない稚魚の放流など行い。漁業の衰退を助長した

水協法 1948年

漁港漁場整備法 1950年

漁業者、漁船が激減しているにもかかわらず、従来からの整備を続ける。漁港・漁業ありきの考え。

水産基本法 2001年

資源の保存・管理の理念を導入、MSYを基本に置くが、実行する法律が不備、体制も整わず。

民主化と調整を目的とし、権利を固定化したため、資源の乱獲を許し、漁業を衰退させた。インプット及びテクニカルコントロールのみの管理で資源悪化を促進した元凶。

漁業法 1949年

水産資源保護法 1951年

過剰な底引の整理を目的に議員立法化。インプット及びテクニカルコントロールで資源減少を許してきた。

TAC法 1996年

海洋資源の保存と管理、海洋環境の保全義務を負うが、その責任を果たしていない。

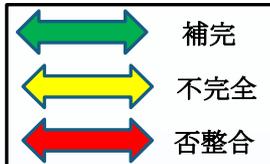
TAC魚種はわずか7種で、しかも厳格に管理していない。資源の回復と漁業再生を遅らせている

持続的養殖生産確保法 1999年

持続的な養殖生産確保を謳うが、漁協事業に矮小化。

海洋水産資源開発促進法 1971年

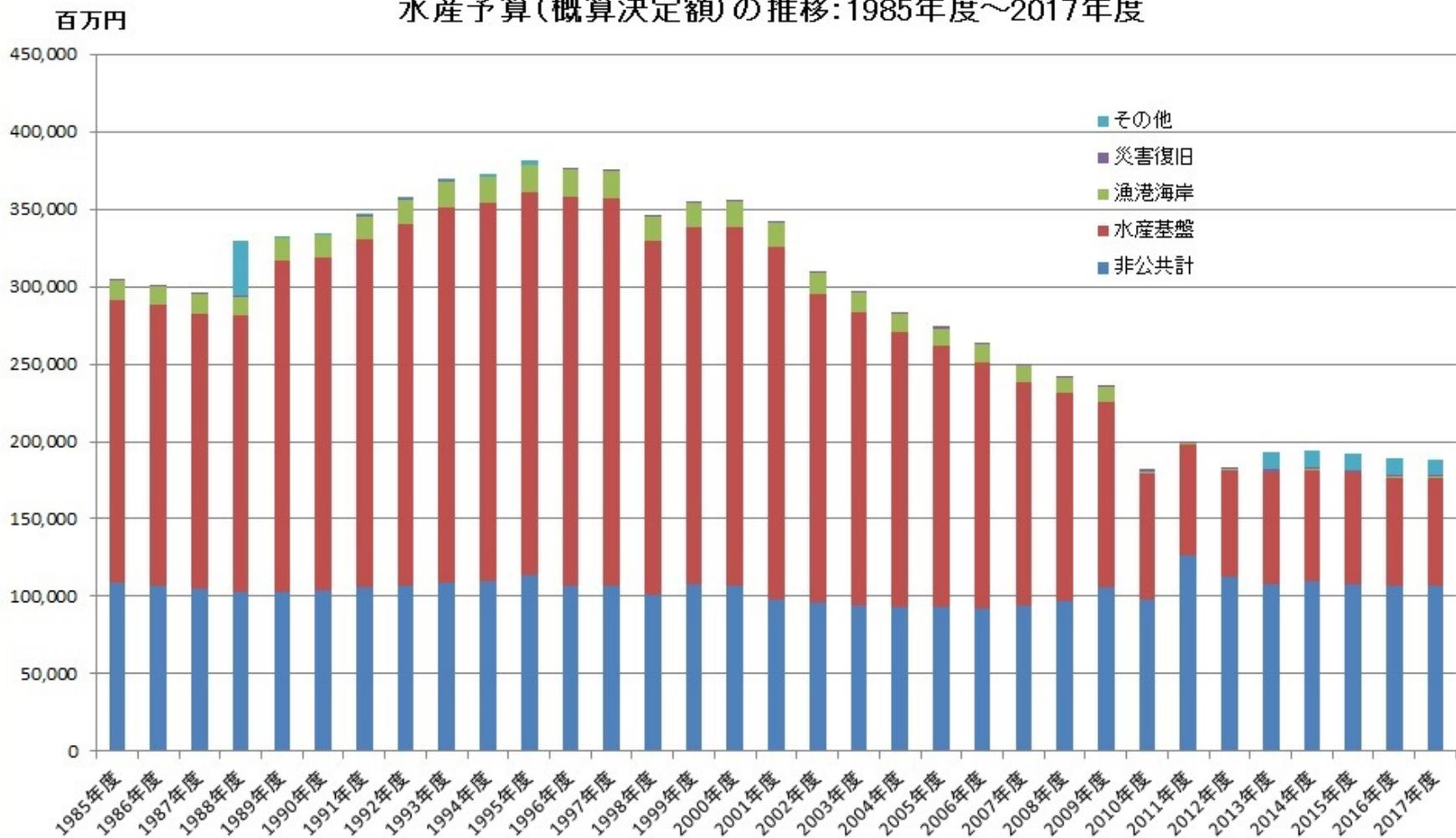
増殖・養殖の計画的推進と漁業者団体による資源の自主管理促進を謳うが、計画的推進は行われず。資源の科学的管理を損う。



排他的経済水域及び大陸棚に関する法律 :200^{カイ}法 1996年

水産予算推移グラフ(補正含まず)

水産予算(概算決定額)の推移:1985年度~2017年度



参考:3

水産関係法 一覧(水産小六法より)					
	法律名		法律名		法律名
1	水産基本法	19	国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法	37	活動火山対策特別措置法
2	漁業法	20	輸出水産物の振興に関する法律	38	漁業災害補償法
3	持続的養殖生産確保法	21	遊漁船業の適正化に関する法律	39	漁船損害等補償法
4	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律	22	水産業協同組合法	40	漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払い財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律
5	持続的養殖生産確保法	23	漁業用海岸局を開設運用する漁協及び漁連に対する水協法の適用の特例に関する法律	41	漁船乗組員給与保険法
6	水産資源保護法	24	漁業協同組合合併促進法	42	特別会計に関する法律
7	まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法	25	中小漁業融資保証法	43	漁船法
8	領海及び接続水域に関する法律	26	農水産業協同組合貯金保険法	44	船舶法
9	排他的経済水域及び大陸棚に関する法律	27	漁業近代化資金融通法	45	船舶のトン数の測度に関する法律
10	排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使に関する法律	28	農林中央金庫法	46	船舶安全法
11	外国人漁業の規制に関する法律	29	農林漁業金融公庫法	47	船員法
12	米軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律	30	水産加工業施設改良資金融通臨時措置法	48	漁港漁場整備法
13	自衛隊法	31	農林水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律	49	海岸法
14	電気通信事業法	32	災害対策基本法	50	社会資本整備重点計画法
15	沿岸漁業改善資金助成法	33	激甚災害対処特別財政援助等に関する法律	51	公有水面埋立法
16	沿岸漁場整備開発法	34	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	52	海上交通安全法
17	海洋水産資源開発促進法	35	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	53	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律
18	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法	36	天災被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	54	農山漁村活性化のための定住等及び地域間交流促進に関する法律
				55	環境基本法
				56	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
				57	特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律
				58	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法
				59	農林水産省設置法
				60	独立行政法人通則法
				61	国立研究開発法人水産研究・教育機構法
				62	独立行政法人農林漁業信用基金法
				63	独立行政法人北方領土問題対策協会法
				64	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律
				65	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律
				66	食育基本法
				67	海洋基本法
				68	行政手続法
				69	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
					臘虎鬪獸獵取締法